

# 磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料  
令和5年2月17日  
磯子警察署 生活安全課

令和5年1月末現在

暫定値																			
刑法犯 認知件数		全 刑 法 犯	凶 悪 犯	粗 暴 犯	特 殊 詐 欺	オ レ オ レ 詐 欺	カ ー ド 詐 欺	キ ャ ッ シ ュ	窃 盗 犯	空 き 巣	ひ つ た く り	オ ー ト バ イ ッ シ ュ	自 転 車 盗	車 上 ね ら い	部 品 ね ら い	万 引 き	そ の 他	知 能 犯	そ の 他
町 名																			
区内全域	令和5年	54		1	6	5	1		40	1			11	1	3	14	10		7
	令和4年	38		6	5	4	1		24	1			9	2	2	4	6		3
	増減	16		-5	1	1			16				2	-1	1	10	4		4
磯子	令和5年	5							3	1						1	1		2
	令和4年	5							4					1		1	2		1
	増減	0							-1	1				-1			-1		1
磯子台	令和5年	0																	
	令和4年	0																	
	増減	0																	
鳳町	令和5年	0																	
	令和4年	0																	
	増減	0																	
岡村	令和5年	4							2						1		1		2
	令和4年	0																	
	増減	4							2						1		1		2
上町	令和5年	0																	
	令和4年	1		1															
	増減	-1		-1															
上中里町	令和5年	2							2				1			1			
	令和4年	0																	
	増減	2							2				1			1			
栗木	令和5年	2			1	1			1								1		
	令和4年	0																	
	増減	2			1	1			1								1		
坂下町	令和5年	0																	
	令和4年	0																	
	増減	0																	
汐見台	令和5年	0																	
	令和4年	1							1						1				
	増減	-1							-1						-1				
下町	令和5年	0																	
	令和4年	0																	
	増減	0																	
新磯子町	令和5年	0																	
	令和4年	0																	
	増減	0																	
新杉田町	令和5年	2							2							1	1		
	令和4年	1							1			1							
	増減	1							1			-1				1	1		
新中原町	令和5年	0																	
	令和4年	0																	
	増減	0																	
新森町	令和5年	0																	
	令和4年	0																	
	増減	0																	
杉田	令和5年	13							11				3		1	7			2
	令和4年	5		1					3				2			1			1
	増減	8		-1					8				1		1	6			1

# 磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

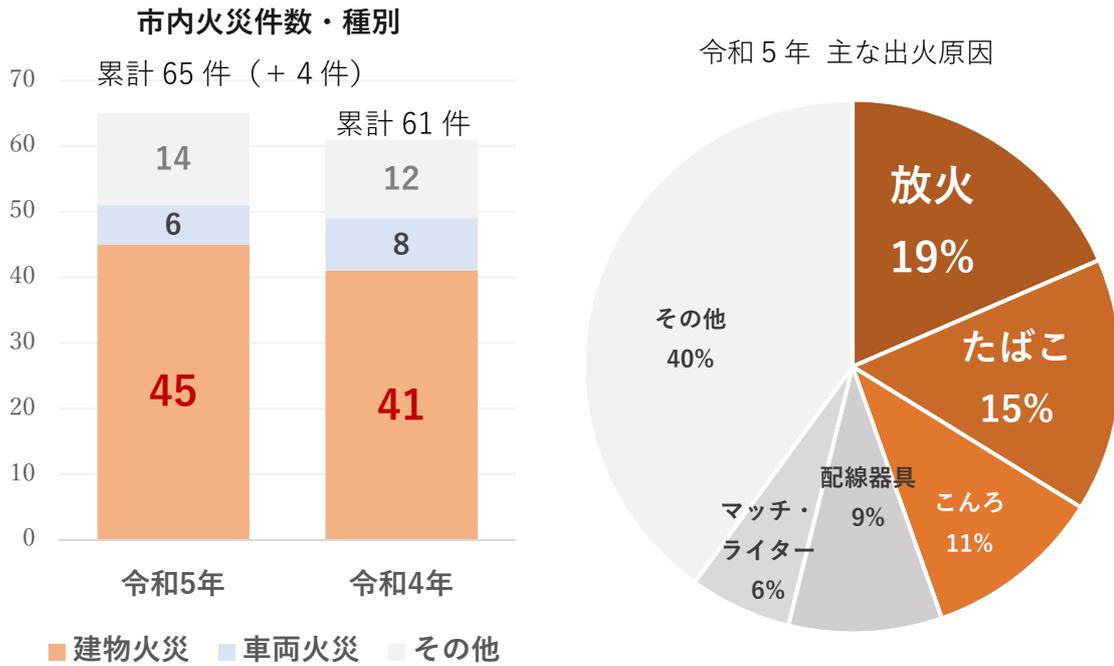
令和5年1月末現在

暫定値																		
刑法犯 認知件数		全 刑法 犯	凶 悪 犯	粗 暴 犯	特 殊 詐 欺	オ レ オ レ 詐 欺	キ ャ ッ シ ュ カ ー ド 詐 欺 盗	窃 盗 犯	空 き 巣	ひ つ た く り	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	車 上 ね ら い	部 品 ね ら い	万 引 き	そ の 他	知 能 犯	そ の 他
町 名																		
杉田坪呑	令和5年	0																
	令和4年	0																
	増減	0																
滝頭	令和5年	2					2				1			1				
	令和4年	4		1			3				2				1			
	増減	-2		-1			-1				-1			1	-1			
田中	令和5年	1					1				1							
	令和4年	0																
	増減	1					1				1							
中浜町	令和5年	0																
	令和4年	0																
	増減	0																
中原	令和5年	2		1	1	1												
	令和4年	1					1									1		
	増減	1		1	1	1	-1									-1		
西町	令和5年	1																1
	令和4年	0																
	増減	1																1
原町	令和5年	1			1	1												
	令和4年	0																
	増減	1			1	1												
馬場町	令和5年	0																
	令和4年	0																
	増減	0																
東町	令和5年	0																
	令和4年	1			1	1												
	増減	-1			-1	-1												
久木町	令和5年	3			1	1	2								1	1		
	令和4年	1					1					1						
	増減	2			1	1	1					-1			1	1		
氷取沢町	令和5年	0																
	令和4年	0																
	増減	0																
広地町	令和5年	0																
	令和4年	0																
	増減	0																
丸山	令和5年	0																
	令和4年	5		1			4	1			2					1		
	増減	-5		-1			-4	-1			-2					-1		
峰町	令和5年	0																
	令和4年	0																
	増減	0																
森	令和5年	3					3				1					2		
	令和4年	3		1			1									1		1
	増減	0		-1			2				1					1		-1
森が丘	令和5年	0																
	令和4年	0																
	増減	0																
洋光台	令和5年	13			2	1	1	11				4	1		3	3		
	令和4年	10		1	4	3	1	5				2		1	1	1		
	増減	3		-1	-2	-2		6				2	1	-1	2	2		

# 令和5年中の火災・救急状況

## ■ 市内の火災件数・原因(前年同月比) <令和5年1月1日～令和5年1月31日>

火災原因のうち最も多いのは「放火」次いで「たばこ」



## ■ 区内の火災件数・原因(前年同月比) <令和5年1月1日～令和5年1月31日>

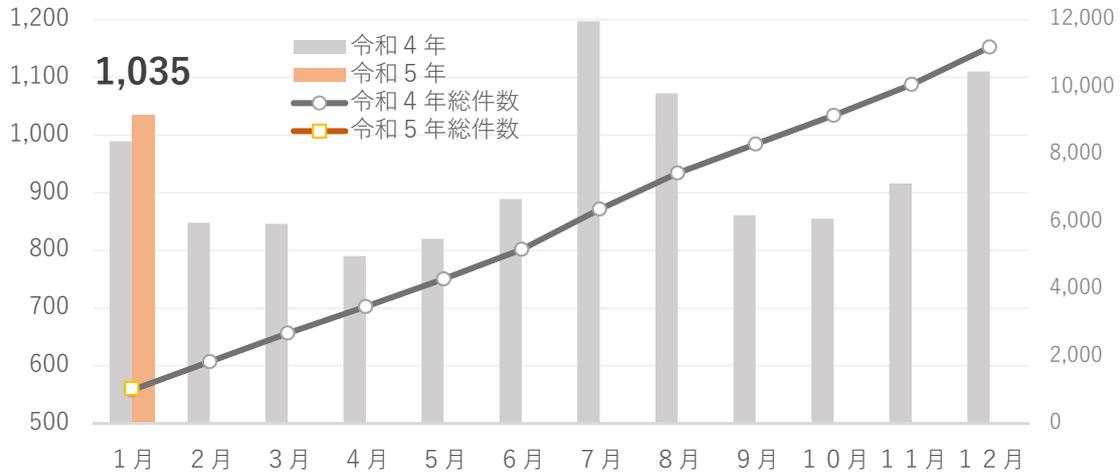
		令和5年	令和4年	増減
火災件数		1件	3件	△2件
種別	建物	1件	1件	0件
	車両	0件	0件	0件
	その他	0件	2件	△2件
焼損床面積		49 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	49 m <sup>2</sup>
死者数		0人	0人	0人
負傷者数		1人	0人	1人

## ■ 区内の火災 (1月発生分)

- ① 1月24日(水) 磯子区上中里町 建物火災

<令和5年1月1日～令和5年1月31日>

- **区内の救急件数** 区内 1,035件 (昨年比 46件増)  
市内 22,108件 (昨年比 1,941件増)



## 救急車の適正利用にご協力ください！

令和4年中の救急出場件数は、市内、区内ともに令和3年中と比べ増加しています。救急車は、事故による大けがや命に関わる病気のため緊急に医療機関へ搬送する時に利用するものです。しかし、近年、極めて軽い症状や、通院のための救急要請など、タクシーのような使い方をする人がいます。このことにより、一刻も早く救急搬送が必要な人への対応が遅れてしまいます。

**このままでは、救える命も救えなくなるかもしれません。真に救急車を必要としている人のために、救急車の適正利用について、皆様のご協力をお願いします。**

区分\年別	令和4年	令和3年
出場率 (何分何秒に1回)	2分9秒に1回	2分34秒に1回
市民の救急自動車利用状況	15人に1人が利用	18人に1人が利用

### 急な病気やけがで救急車を呼ぶか迷ったら・・・

- 横浜市救急相談センター  
☎ #7119 または ☎045-232-7119  
(年中無休、24時間対応)

- 横浜市救急受診ガイド  
パソコンやスマートフォンで、急な病気やけがの緊急性や受診の必要性を確認できます。

- ・救急車を呼ぶべきか
- ・医療機関へ行くべき症状なのか
- ・どこの医療機関で受診できるか

[横浜市救急受診ガイド](#)

[検索](#)

## 家庭防災員制度の一部見直しについて

令和4年10月の定例会における「(仮称)よこはま防災パーク」の創設に関する情報提供のなかで、家庭防災員制度の見直しについて、検討を進めることを説明させていただきました。

このたび、定例会や地域の皆様から寄せられたご意見等を踏まえ、令和5年度以降の家庭防災員制度について、次のとおりご報告いたします。

### 1 変更点

#### (1) 研修受講者の募集方法

自治会・町内会からの推薦又は応募により受講者を募集します。

#### (2) 家庭防災員自主活動補助金制度の見直し

これまでの家庭防災員に限定した個別の補助制度を改め、家庭防災員をはじめとした地域の皆様の自主活動を広く支援するための活動経費について、令和5年度消防局予算に計上のうえ議会に上程し、審査中です。

### 2 今後の予定

開催日程や募集方法等の詳細は、令和5年度に各消防署から区連会等を通じてご案内させていただきます。

### 3 その他

研修(座学・実技等)の内容や、所定のカリキュラムを受講された方への「修了証」の交付については、変更はありません。

#### 【参考】研修内容

区分	内容
防火研修	住宅防火対策(出火防止、消火方法) 等
救急研修	救命処置要領(AEDを含めた心肺蘇生法) 等
地震研修	地震の知識や対応方法 等
風水害研修	風水害の知識や対応方法 等
災害図上訓練	災害図上訓練(DIG研修)

連絡先：磯子消防署総務・予防課

山下・山口

電話/FAX：045-753-0119

E-mail：sy-isogo-yobo@city.yokohama.jp

# 明日をひらく都市 横浜

## 横浜市中期計画 2022～2025

「横浜市中期計画2022～2025」では、2040年頃の横浜のありたい姿として、「共にめざす都市像」を描き、その実現に向けた「基本戦略」として、目指す中期的な方向性・姿勢を明確にしました。その上で、10年程度の9つの戦略と4年間に重点的に取り組む38の政策及び行財政運営、大都市制度やDXの取組などをとりまとめました。



明日をひらく都市 横浜

横浜市中期計画 2022-2025

CITY of YOKOHAMA



# 9つの戦略及び38の政策

## 戦略 1

### すべての子どもたちの未来を創るまちづくり

冊子 24P~37P

若い世代が横浜に住み、希望する人が安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりなど、子ども・子育て支援のより一層の充実を図ります。

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、全ての子どもへの資質・能力の向上につながる教育の充実を図ります。



#### 関連する政策

政策 1 切れ目なく力強い子育て支援  
～妊娠・出産期・乳幼児期～

● 出産費用(基礎的費用)の無償化を含む妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減

政策 2 切れ目なく力強い子育て支援  
～乳幼児期・学齢期～

● 中学3年生までの医療費助成の所得制限や一部負担金を撤廃し、安心して医療機関を受診できる環境を整備

政策 3 困難な状況にある子ども・家庭への支援

政策 4 児童虐待・DVの防止と社会的養護の充実

政策 5 子ども一人ひとりを大切に  
した教育の推進

中学校給食の利用を原則とし、デリバリー方式による供給体制の確保と生徒に満足してもらえる給食の提供に向け推進

政策 6 豊かな学びの実現

新たな図書館像の構築と市民の豊かな学び環境の充実

## 戦略 2

### 誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり

冊子 38P~61P



健康で生きがいを実感し、住み慣れた場所や希望する場所で自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現します。

医療や介護が必要になっても自分らしく安心して生活することができるよう、介護、医療、保健・福祉の充実を図ります。

政策 9 地域コミュニティの活性化

自治会町内会等の運営支援の強化

政策 10 地域の支えあいの推進

政策 11 多文化共生の推進

政策 12 ジェンダー平等の推進

政策 13 障害児・者の支援



政策 14 暮らしと自立の支援

生活に困窮している人への自立支援

政策 15 高齢者を支える地域包括ケアの推進

政策 16 在宅医療や介護の推進

政策 17 医療提供体制の充実

妊娠・出産から一貫した子どものための医療体制の充実

#### 関連する政策

政策 7 市民の健康づくりと安心確保



政策 8 スポーツ環境の充実

## 戦略 3

### Zero Carbon Yokohamaの実現

冊子 62P~67P

2050年のカーボンニュートラルの達成に向け、2030年度の温室効果ガス削減目標を50%とし、市民や事業者等の皆様と連携した取組を進め、脱炭素を通じた本市の更なる成長につなげます。

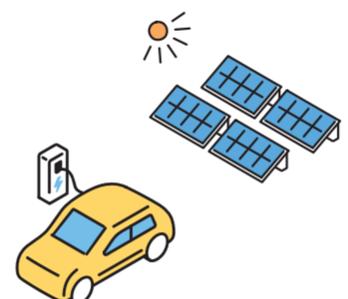
SDGs未来都市の実現を力強くけん引する、環境・経済・社会の総合的取組を実践し、2030年のSDGs達成に貢献するとともに、循環型社会の構築を目指します。



#### 関連する政策

政策 18 脱炭素社会の推進

政策 19 持続可能な資源循環の推進



## 戦略 4 未来を切り拓く経済成長と国際都市・横浜の実現

冊子 68P~81P

中小・小規模事業者の事業継続・発展に向けた支援や多様なプレーヤーによるオープンイノベーションの推進、外国人材・外国企業に選ばれる魅力的な環境づくりなどにより、横浜経済の更なる成長や「国際都市・横浜」としての魅力づくりを進めます。

### 関連する政策

政策 20 中小・小規模事業者の経営基盤強化 ● 商店街の活性化

- 政策 21 スタートアップの創出・イノベーションの推進
- 政策 22 観光・MICEの振興
- 政策 23 市内大学と連携した地域づくり ●
- 政策 24 国際ビジネス支援と地球規模課題解決への貢献
- 政策 25 世界から集いつながる国際都市の実現



市内大学の知的資源・研究成果をいかしたさらなる地域貢献



## 戦略 5 新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり

冊子 82P~89P

良好な住環境を維持し、働き方やライフスタイルの変化への対応、地域交通の維持・充実等により、多様な暮らし方ができる持続可能な郊外住宅地のまちづくりを目指します。



### 関連する政策

- 政策 26 人を惹きつける郊外部のまちづくり ● 戦略的な土地利用の誘導・推進 ● 旧上瀬谷通信施設地区における新たな活性化拠点の形成 ● 国際園芸博覧会の開催に向けた取組
- 政策 27 豊かで暮らしやすい住まい・環境づくり
- 政策 28 日常生活を支える地域交通の実現 ● 高齢者の外出支援の観点で、敬老パスのIC化により得られる利用実績等も踏まえながら、敬老パス制度(75歳以上無償化)も含め、持続可能な地域の総合的な移動サービスを検討

## 戦略 6 成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり

冊子 90P~95P

国内外から人や企業が集い活躍できる環境の充実や、来訪者が訪れたい魅力的なまちづくりを一体的に進めます。既存施設等の計画的な再生・機能強化、文化芸術創造都市施策による魅力・にぎわいの創出などにより成長と活力ある都市を実現します。

### 関連する政策

- 政策 29 活力ある都心部・臨海部のまちづくり ● 山下ふ頭再開発の推進 ● 回遊性の向上と多様な主体の連携によるにぎわいづくりの推進
- 政策 30 市民に身近な文化芸術創造都市の推進



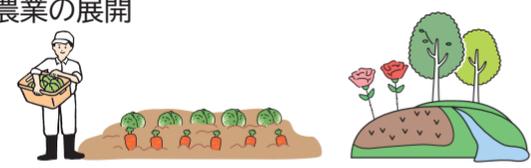
## 戦略 7 花・緑・農・水の豊かな魅力あふれるガーデンシティ横浜の実現

冊子 96P~101P

多様な恵みをもたらす花・緑・農・水をいかした「ガーデンシティ横浜」の推進や生物多様性保全への理解と行動の促進、活力ある都市農業の展開を通じて、2027年開催予定の国際園芸博覧会の成功につなげ、横浜ならではの魅力とにぎわいを創出し、自然共生による豊かな暮らしを実現します。

### 関連する政策

- 政策 31 自然豊かな都市環境の充実 ● 都市ブランド力の向上に向けた動物園の充実
- 政策 32 活力ある都市農業の展開



## 戦略 8 災害に強い安全・安心な都市づくり

冊子 102P~109P



大規模な地震や風水害等の自然災害が発生しても、市民の命を守り、都市機能の維持、迅速な復旧復興ができるようハードとソフトの両面からの取組を進め、誰もが安全・安心に暮らせる強靱な都市を実現します。

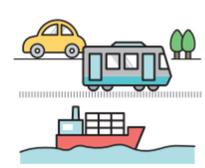
### 関連する政策

- 政策 33 地震に強い都市づくり
- 政策 34 風水害に強い都市づくり
- 政策 35 地域で支える防災まちづくり ● 防災意識の浸透(自助意識の向上)



## 戦略 9 市民生活と経済活動を支える都市づくり

冊子 110P~117P



交通ネットワークや国際競争力のある港などの整備を推進し、横浜経済の更なる発展と国内外からの人・投資を呼び込みます。公共施設の保全更新を計画的かつ効果的に進め、都市機能の強化を実現します。

### 関連する政策

- 政策 36 交通ネットワークの充実 ● 鉄道ネットワークの整備推進等
- 政策 37 国際競争力のある総合港湾づくり
- 政策 38 公共施設の計画的・効果的な保全更新



# 行財政運営

## 行政運営

「行政運営の基本方針」に基づく  
信頼と責任のある行政運営

冊子 126P~139P

横浜市は大都市が抱える多様で複雑な課題に直面しています。持続的な市政に向け、横浜市役所や職員一人ひとりが「市民目線」「スピード感」「全体最適」を重視し、財政を土台とした、これからの政策実現を支えていくための行政運営を推進していきます。



### 今後4年間の取組

1	組織の最適化と職員の能力・役割発揮の最大化 ①時代に即した組織体制の構築と人事給与制度の推進 ②チーム力向上に向けた人材育成と働きやすい職場環境づくり
2	行政サービスの最適化 ~事業手法の創造・転換~ ①新たな価値やサービスを生み出すDXの推進 ②市民ニーズに応える持続的な行政運営の推進
3	住民自治の充実と協働・共創による地域の更なる活性化

#### 参考 「行政運営の基本方針」(令和5年1月策定)

横浜市役所を「創造・転換」していくための、「組織・人材」や「運営の仕組み」の大方針として、「行政運営の基本方針」を策定しました。



▲行政運営の基本方針

## 財政運営

財政ビジョンに基づく  
「施策の推進と  
財政の健全性の維持」の両立

冊子 140P~151P

「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」(財政ビジョン)を踏まえ、「施策の推進」と「財政の健全性の維持」の両立に向けて、財政目標と取組を設定し、多様化・複雑化する課題に的確に対応していく市政の土台となる持続可能な財政運営を進めます。



### 今後4年間の取組

1	債務管理ガバナンスの徹底による中長期的な視点に立った債務管理
2	戦略的・総合的な取組による財源の安定的・構造的な充実
3	資産の総合的なマネジメント(ファシリティマネジメント)の推進
4	歳出ガバナンスの強化による効率的で効果的な予算編成・執行
5	市民の共感を生み出す情報発信と課題提起

#### 参考 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」

(令和4年6月策定)

「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」を具体化・実効化する中長期の財政方針として、「財政ビジョン」を策定しました。



▲財政ビジョン

# 大都市制度

冊子 153P~156P

横浜市では、新たな大都市制度「特別市」の早期実現に向けて取り組んでいます。特別市が実現すると、二重行政が完全に解消され、市民の皆様の暮らしに関わる様々な分野でより効率的・効果的に行政サービスを提供することができます。

横浜市が目指す特別市	市のサービス	国以外の仕事は全て横浜市が担います
	市の税金	横浜市の役割・仕事量に見合った公平な税制にします
	近隣市町村	県や近隣市町村と協力して行政運営を行います
	区	区役所機能・住民自治を強化します

#### 参考 「横浜特別市大綱」(令和4年12月改訂)

横浜市にふさわしい大都市制度「特別市」の早期実現を目指し、特別市が求められる背景・必要性や制度の骨子、実現までのプロセス、特別市をめぐる最近の動向等をまとめた「横浜特別市大綱」を公表しました。



▲大都市制度

# DXの推進

冊子 157P~159P

DXにより新たな価値・サービスを生み出すことも重視していくことで、多くの市民・事業者の皆様に、デジタル技術による利便性の向上などの変革の価値を実感し、満足度を高めていただきながら、各戦略・政策で掲げる目標を、より効果的・効率的に達成していくことを目指します。

#### 参考 「横浜DX戦略」(令和4年9月策定)

横浜市では、民間人材の活用や多様な主体との連携を通じて、DXの実現に向け取り組むため、「デジタル×デザイン」をキーワードに、“デジタルの恩恵をすべての市民、地域に行きわたらせ、魅力あふれる都市をつくる”ことを基本目的とした「横浜DX戦略」を策定しました。



▲横浜DX戦略

## 計画冊子の 入手方法

●計画冊子は、市民情報センター(市役所3階)で3月頃販売開始予定(金額未定)です。

※冊子は、ホームページで公開しています。



横浜市中期計画2022~2025 検索

編集・発行 令和5年1月

横浜市政策局政策課

〒231-0005 中区本町6-50-10

☎045-671-2010 ☎045-663-4613



## 令和5年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について

日頃から、民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者推薦及び活動へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和5年につきましては、欠員となっている地区の補充及び増員地区の候補者の推薦（7月・12月委嘱）について、各自治会町内会長の皆様のご協力をお願いいたします。

### 1 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
開催時期	令和5年7月1日付け委嘱の場合 ⇒ 令和5年12月1日付け委嘱の場合 ⇒	令和5年3月～4月 令和5年8月～9月
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区福祉保健課にご提出ください。 令和5年7月1日付け委嘱の場合 ⇒ 令和5年12月1日付け委嘱の場合 ⇒	令和5年4月21日まで 令和5年9月22日まで

### 2 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 新たな候補者の方に対し、資料8「紹介用チラシ」等をご活用いただき、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表\*の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、御留意ください。また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等について御説明いただくことやご質問等へ御対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席を必須でお願いします。

### 3 令和4年11月～5年1月に実施したアンケート等について

多くの皆様にご回答にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

いただいたご意見を踏まえ、市として推薦事務の改善や民生委員・児童委員の活動支援に向け検討を進めています。集計結果等については、今後別途報告いたします。

なお、アンケートをご依頼する際、「活動費や会費負担」に関するご質問を多くいただきました。

アンケート結果も踏まえ引き続き整理してまいります。今回は、資料3「役割と活動」に対象経費や目的等について説明を追記するとともに、候補者の方へお渡しいただくための紹介用チラシを新たに作成し、活動費等についても明記しました。

### 4 ポスター等について

新たに候補者となる方へお渡しいただく等、よろしければご活用ください。

	主な掲載内容
紹介用チラシ	日ごろの活動内容、活動費や会費負担、民生委員児童委員協議会・行政との関係など、新たに候補者となる方に向けたご説明
リーフレット	働きながら活動している、市内の民生委員・児童委員及び主任児童委員の方のインタビュー等を掲載
ポスター	民生委員・児童委員のPR

### 5 添付資料

資料1 令和5年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

資料2 推薦（委嘱）の受付図

資料3 役割と活動

資料4 資格要件と推薦手続

資料5 現員数一覧

資料6 リーフレット

資料7 ポスター

資料8 紹介用チラシ

連絡先：磯子区福祉保健課 川嶋、加藤

電話：750-2411

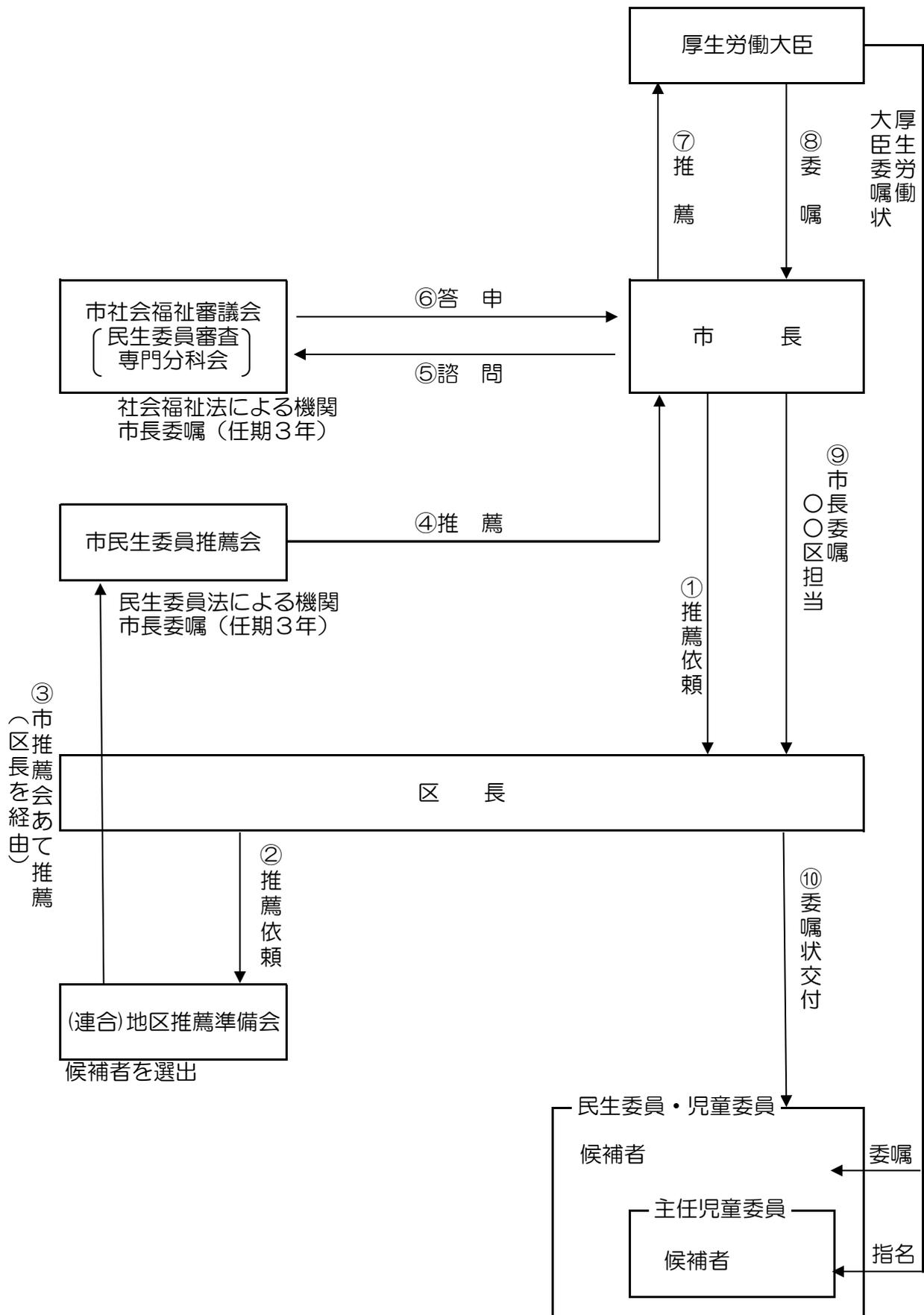
FAX：750-2547

E-mail:is-fukuho@city.yokohama.jp

## 令和5年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和5年7月1日付け委嘱	令和5年12月1日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員  任期…令和5年 7月 1日から 令和7年11月30日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員  任期…令和5年12月 1日から 令和7年11月30日まで
2月	上旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
	中旬		
	下旬		
3月	上旬	連合・地区へ推薦依頼(欠員・増員地区のみ)	
	中旬		
	下旬		
4月	上旬	連合・地区推薦準備会開催  4月21日 推薦書類提出締切	
	中旬		
	下旬		
5月	上旬	区より市推薦会に候補者内申  市推薦会、市審査会開催	
	中旬		
	下旬		
6月	上旬	厚生労働大臣あて推薦	
	中旬		
	下旬		
7月	上旬	令和5年7月1日付け委嘱	連合・地区へ推薦依頼(欠員・増員地区のみ)
	中旬		
	下旬		
8月	上旬		連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
9月	上旬		9月22日 推薦書類提出締切
	中旬		
	下旬		
10月	上旬	区より市推薦会に候補者内申  市推薦会、市審査会開催	
	中旬		
	下旬		
11月	上旬	厚生労働大臣あて推薦	
	中旬		
	下旬		
12月	上旬		令和5年12月1日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手續図



## 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

### 【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

### 【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

### 【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

### 【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

### 【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

### 【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

## 【参考】活動費の支給と会費のご負担について

### 【活動費の支給】 年間 64,200 円

---

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるため、年間 64,200 円（1 か月あたり 5,350 円）の活動費を、区役所から年 2 回に分けて支給しています。

### 【会費の負担】 年間 8,500 円（令和 4 年度）

---

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

## 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>18歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方</li> <li>その地域の実情をよく知っているおり、地域の方が気軽に相談に行けるような方</li> <li>個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方</li> </ul>	
①適任者		
②年齢要件		
③居住要件	<p>◆新任 <b>74歳</b>まで （昭和23年4月2日以降出生） ※できるだけ68歳（昭和29年4月2日以降出生）までの方をお願いします</p> <p>◆再任・元職 <b>74歳</b>まで （昭和23年4月2日以降出生）</p> <p>◆新任 <b>58歳</b>まで （昭和39年4月2日以降出生） ※できるだけ54歳（昭和43年4月2日以降出生）までの方をお願いします</p> <p>◆再任・元職 <b>64歳</b>まで （昭和33年4月2日以降出生） ※できるだけ60歳（昭和37年4月2日以降出生）までの方をお願いします</p> <p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p><b>3年</b> 令和7（2025）年11月30日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 （地区民児協を単位とします。）
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 （推薦人）	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

**開催までの準備**

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

**開催**

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

**候補者の内申**

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和4年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員					主任児童委員					合計			
	定数	現員数			欠員数	定数	現員数			欠員数	定数	現員数		
		男	女	計			男	女	計			男	女	計
計	4,205	869	2,958	3,827	378	530	23	461	484	46	4,735	892	3,419	4,311
鶴見区	305	80	214	294	11	34	7	26	33	1	339	87	240	327
神奈川区	282	46	204	250	32	36	1	32	33	3	318	47	236	283
西区	123	26	81	107	16	12	1	11	12	0	135	27	92	119
中区	165	31	120	151	14	26	2	18	20	6	191	33	138	171
南区	249	60	167	227	22	33	1	31	32	1	282	61	198	259
港南区	261	41	198	239	22	30	1	27	28	2	291	42	225	267
保土ヶ谷区	255	44	184	228	27	46	1	40	41	5	301	45	224	269
旭区	293	49	209	258	35	40	2	29	31	9	333	51	238	289
磯子区	214	43	145	188	26	20	2	15	17	3	234	45	160	205
金沢区	248	38	170	208	40	32	0	30	30	2	280	38	200	238
港北区	376	81	266	347	29	46	1	45	46	0	422	82	311	393
緑区	204	39	153	192	12	23	0	22	22	1	227	39	175	214
青葉区	297	45	232	277	20	32	0	29	29	3	329	45	261	306
都筑区	166	46	107	153	13	20	3	14	17	3	186	49	121	170
戸塚区	303	73	216	289	14	38	0	35	35	3	341	73	251	324
栄区	149	39	97	136	13	14	0	14	14	0	163	39	111	150
泉区	168	53	100	153	15	24	1	20	21	3	192	54	120	174
瀬谷区	147	35	95	130	17	24	0	23	23	1	171	35	118	153

# 民生委員・児童委員

～様々な世代の方が地域で活動しています～



## 民生委員・児童委員とは

それぞれ担当する区域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ「つなぎ役」としての役割を担っています。民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアです。任期は3年で、再任できます。住民の個別の相談を受けるため、民生委員は守秘義務があります。

## 主任児童委員とは

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。

## 一緒に活動しましょう



横浜市民生委員  
児童委員協議会  
会長 宮田 光明

地域の身近な相談相手として、「民生委員・児童委員」は必要な支援を行っています。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために活動を続ける「民生委員・児童委員」について知ってください。

私たちは日ごろ自治会・町内会、地域ケアプラザや社会福祉協議会などと一緒に活動していますが、研修やサポートなどさらに活動しやすい環境づくりを進めています。

「仕事のため平日の活動は難しい」「子育てや介護に忙しい」方も、ぜひ一緒に第一歩を踏み出してみましょう。

## 活動の様子



見守り活動



地域ケアプラザでの相談支援



地域の親子の居場所「子育てサロン」



様々な研修を実施

横浜市 民生委員児童委員 検索

※お住まいの地域の民生委員・児童委員については、各区役所福祉保健課にお問い合わせください。

## 各区民生委員児童委員協議会事務局（区役所福祉保健課）

鶴見区 ☎510-1791	保土ヶ谷区 ☎334-6311	青葉区 ☎978-2433
神奈川区 ☎411-7132	旭区 ☎954-6101	都筑区 ☎948-2341
西区 ☎320-8436	磯子区 ☎750-2411	戸塚区 ☎866-8418
中区 ☎224-8151	金沢区 ☎788-7820	栄区 ☎894-6963
南区 ☎341-1181	港北区 ☎540-2339	泉区 ☎800-2401
港南区 ☎847-8432	緑区 ☎930-2328	瀬谷区 ☎367-5710

横浜市民生委員児童委員協議会事務局  
横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター内  
TEL 045-201-8618  
FAX 045-201-1620

横浜市健康福祉局地域支援課  
横浜市中区本町 6-50-10  
TEL 045-671-4046  
FAX 045-664-3622

発行 令和4年2月

横浜市内で、約4,500名の方が活動しています。

あなたの仕事や子育ての経験を生かして、一緒に活動しませんか？



# 働きながら、活動している3名の方にお話を聞きました。

※ 任期は令和4年2月時点



白石 喜明さん (磯子区 会社員)  
1期目(3年目)

週5日フルタイム勤務、土日休み

## 民生委員 児童委員

### Q 民生委員になったきっかけは？

A 顔見知りの自治会長から声をかけられたのがきっかけです。平日の日中も活動ができる自治会長から「何かあればフォローする」と話があり、地域のバックアップがあれば活動ができると思い承諾しました。

### Q どのような活動をしていますか？

A 月初めの休日に2時間程度かけて、地域を回っています。見守り対象者の自宅を一軒一軒訪ね、玄関先で少し話をしています。



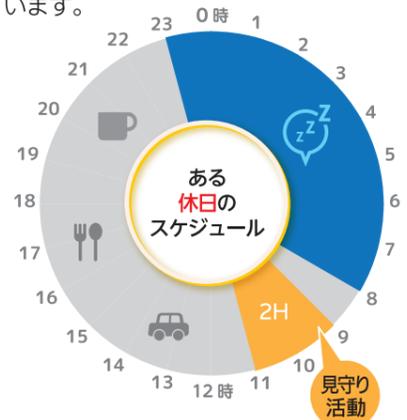
地域のイベントで地域の方々と交流

コロナ禍においては、直接会えないので、ネットで見つけたトピック(例えば、特殊詐欺への注意など)に自分の顔写真や連絡先、コメントを添えたチラシを自作し、ポストに投函しています。チラシは、平日夜や仕事の合間に作成しています。

地区の方々には、平日は働いていて、活動が難しいことは理解していただいています。

### Q 地域活動をする事への不安は？

A 既に消防団に参加しており、地域に仲間がいるので地域活動に対する不安はありませんでした。また、現在の地域に今後も住み続けたいので、何か貢献できないかと思っています。



相馬 奈美子さん (瀬谷区 学校事務)  
1期目(3年目)

週5日フルタイム勤務、土日休み  
(ただし、隔週で土曜日の午前中勤務あり)

### Q 民生委員になったきっかけは？

A 最初の地域活動は、輪番制の自治会活動で、その後、自治会の役員を務めていました。地区の民生委員が退任することになり、声がかかりました。その時はまだ、民生委員の活動については詳しく知りませんでしたが、地域に恩返しができたらと思い引き受けました。

### Q どのような活動をしていますか？

A 月1回、地区で民生委員の定例会があります。平日に行われるため、なるべく仕事を調整して、参加するようにしています。

見守り活動は、休日に月1・2回、2時間程度、受け持つ地域の世帯を訪問し、自宅に戻ってきてから、その記録をしています(自分のためのちょっとしたメモです)。

また、研修会等があり、日程が合えば参加するようにしています。

### Q 他の民生委員と連絡を取り合うことはありますか？

A 地区の民生委員間でグループラインがあり、定例会がない時でも、悩み事などお互いに相談しています。自分が知らない情報などを教えていただくこともあり、活動する上でとても助かっています。



## 主任 児童委員



蒲谷 昌子さん (保土ヶ谷区 美容師)  
2期目(4年目)

週5日フルタイム勤務、月土休み

### Q 主任児童委員になったきっかけは？

A 子ども会の会長をしていた際に、自治会長から声をかけられたのがきっかけです。主任児童委員について説明を受ける中で、仕事をしていても大丈夫だと伺い、引き受けることにしました。

### Q ご家族の反応は？

A 夫は地域で何かやりたいという気持ちがあり消防団に入っているため、地域活動に対して理解があります。子どもも子ども会に小さい時から参加していたので、違和感がないようです。

### Q どのような活動をしていますか？

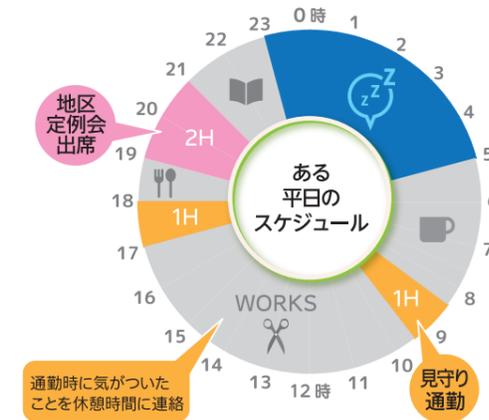
A 月1回、地区で民生委員の定例会があります。地域の会議は、自治会・町内会役員の方からも情報を得ることができる貴重な機会です。

主に平日に活動しており、出勤・帰宅途中に子どもの様子を見て気づいたことを小学校や中学校等に連絡するようにしています。連絡は、仕事が休みの平日や仕事の合間、帰宅後などにしています。また、休日に地域の方から子育てなどの相談をメール等で受けることもあります。

その他にも、週1回朝の通学時間帯に、小学生の登校見守り活動に参加しています。



区役所で打合せ



## Q

その他の民生委員・児童委員の方によかったことを聞いてみました。

近所を歩いている時挨拶をされたり、相談いただいた方からお礼を言われた時はうれしいし、やりがいを感じます。



活動を通して、地域の方々とのつながりをもつことができて、また、新たな出会いもあり、人脈が広がります。

地域の子どもの成長していく姿が、頼もしくも喜ばしくもあります。

研修は個人では行けない施設の見学や普段聞くことができない話があり、自己啓発につながります。また、家族が同じような悩みで困った際に、知識があり助かります。

活動は、自分のペースで。新しい発見もあるかもしれません。明るく、楽しく活動しましょう!



横浜市版民生委員・児童委員キャラクター「よこはまミンジー」

# あなたのまちの 民生委員・児童委員

小さな気づき 寄り添う心 頼れる地域の「つなぎ役」

初めまして！  
よこはまミンジーです。



### \* ご連絡先 \*

区役所「民生委員・児童委員」  
担当係までお問合せください。

横浜市版 民生委員・児童委員キャラクター

よこはまミンジー

横浜市内に約 4,500 名が身近な相談相手・見守り役として活動しています。

赤ちゃんから高齢者までお困りごとのご相談を  
適切な機関・団体におつなぎします。

ご自身のことやご近所で心配な方のことでも  
構いません。

私たちには、守秘義務があります。  
安心して、ご相談ください。

横浜市民生委員児童委員協議会





# 民生委員・児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています

## 日ごろの活動

- 見守り** 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け
- 相談・情報提供** 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します
- 地域のつなぎ役** 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます
- 交流の場づくり** 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています
- 行政の業務への協力** 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています



見守り活動



地域ケアプラザでの相談支援

## 活動の様子



地域の親子の居場所「子育てサロン」

次のようなご相談は  
役割ではありません

- ×身の回りの世話を  
してほしい
- ×お金を貸してほしい
- ×子供を預かってほしい
- ×保証人になってほしい
- ×救急車へ同乗してほしい

## 民生委員活動の基本

### 地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

### 民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等を行っています
- 定例会や知識習得やスキル向上の研修を行っています

### 身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

## 活動費の支給と会費のご負担

### <活動費の支給> 年間 64,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるため、年間 64,200 円(1 か月あたり 5,350 円)の活動費を、区役所から年2回に分けて支給しています。

### <会費のご負担> 年間8,500 円(令和4年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会(市民児協)は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。また、市社会福祉協議会(市社協)・区社会福祉協議会(区社協)でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

## リーフレット

働きながら活動している、市内の民生委員・児童委員及び主任児童委員の方のインタビュー等を掲載しています。横浜市のホームページでも、ダウンロードできますので、ご覧ください。(検索：横浜市 民生委員)



担 当:磯子区役所福祉保健課運営企画係

【電話】045-750-2411

【E-mail】is-fukuho@city.yokohama.jp

自治会町内会長 様  
広報配布団体代表者 様

磯子区区政推進課長

## 「広報よこはま」等の配布謝金支払に係る書類提出について（依頼）

早春の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから「広報よこはま」、「県のたより」、「ヨコハマ議会だより」の配布にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度広報配布謝金（下半期分）の支払のため、下記書類をご提出くださるようお願いいたします。

### 1 提出書類

#### 「広報よこはま等 配布報告書」（報告者の押印は**不要**）

※様式は区のホームページからもダウンロードいただけます。[磯子区 自治会町内会 様式](#) [検索](#)

### 2 記入・提出に当たってのお願い

#### (1) 記載方法

ア 同封の「書き方見本」を必ずご一読ください。

イ 提出書類の記載にあたっては、消せるボールペン、鉛筆は使用しないでください。

#### (2) 押印の要否

配布報告書への押印は不要ですが、一度記入した内容を訂正する場合は、訂正印が必要です。

#### (3) 部数

区役所から貴団体へ配送している部数は、裏面<配送部数>のとおりです。配布報告書でご報告をいただく実配布部数はこの数を超えることはありません。

#### (4) 提出時期

2月末日に配送する3月号の配布が完了してからご提出ください。

#### (5) 提出方法

郵送（同封の返信用封筒をご利用ください）またはEメール（[is-kouhou@city.yokohama.jp](mailto:is-kouhou@city.yokohama.jp)）でお願いします。

ただし、提出書類に**一か所でも押印されている場合には郵送**でお願いします。

※令和4年度上半期の広報配布謝金をお支払いした際の口座から変更がある場合は、担当までご連絡ください。

### 3 提出期限

**令和5年3月15日（水）**

※2月末日に配送する3月号の配布が完了してからご提出ください。

※期限を過ぎた場合は、支払ができなくなることがありますのでご注意ください。

[裏面あり](#)

#### 4 配布謝金

配布謝金の支払金額は、次の単価に配布部数を乗じた金額になります。

- (1) 広報よこはま 磯子区版 9円 (10月～3月)
- (2) 県のたより 8円 (10月～3月)
- (3) ヨコハマ議会だより 4円 (11月及び2月)

配付謝金振込の際、口座の摘要欄には「コウホウ」と入力し、お支払いします。

<配送部数> ※区役所（配送業者）から貴団体に配送した部数

令和4年10月～令和5年3月

	10月号	11月号 (議会だより有)	12月号	1月号	2月号 (議会だより有)	3月号
配送部数	※区役所から各自治会町内会へ配送した部数が印字されます					

担当：区政推進課広報相談係 大熊、伊藤、長谷川

(磯子区総合庁舎 1階 庁舎案内窓口)

電話：750-2335 FAX：750-2532

Eメール：is-kouhou@city.yokohama.jp

※見本です。

## 広報よこはま等 配布報告書

横浜市磯子区長

「広報よこはま」、「県のたより」及び「ヨコハマ議会だより」を次のとおり配布しましたので、報告します。

※網掛け部分にご記入ください。

※訂正がある場合には二重線で抹消し、訂正印を押印ください。

### <部数報告>

令和4年10月 ～ 令和5年3月

	10月号	11月号 (議会だよりあり)	12月号	1月号	2月号 (議会だよりあり)	3月号
<b>実配布部数</b> (実際にお配りいただいた部数です。 予備は含みません)	<b>通知文に、区役所からの配送部数が記載してあります。 確認後、実配布部数を記入し、提出してください。</b>					

### <報告者>

団体名称	いそご自治会		
報告者 名前	磯子 三郎		
(代表者 または 広報配布担当者) 住所	磯子区磯子3-5-1		
電話番号	750-2335		

※報告書の押印は不要となりました(訂正する場合は訂正印を押印してください)

<報告日> ※この書類を記入した日をお書きください。(2月末日に配送する3月号配布完了後)

令和5年 3月 1日

お願い: 配送日前の日付は記入しないでください

自治会町内会長 様  
広報配布団体代表者 様

横浜市磯子区長 関森 雅之  
横浜市政策局長 鈴木 和宏  
横浜市議会局長 屋代 英明

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで皆様の御協力により配布を行ってまいりました。

令和 5 年度も、新型コロナウイルス感染症に関する情報をはじめ、市政情報を市民の皆様にお届けしてまいりますので、感染症対策に御配慮のうえ、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 5 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和 5 年 5 月、7 月、11 月 令和 6 年 2 月	4円

※「ヨコハマ議会だより」は例年 8 月に第 2 回定例会号を発行していますが、令和 5 年度は 7 月に発行します。

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月 1 日～10 日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和 6 年 1 月号は、令和 5 年 12 月 29 日までにお届けします。）

裏面あり

(5) 配布謝金の支払

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回（令和5年10月と令和6年3月）お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

磯子区区政推進課広報相談係 Tel750-2335 FAX750-2532

**※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。**（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。）

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様幅広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(4) 令和5年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：磯子区区政推進課広報相談係

Tel750-2335 FAX750-2532

政策局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

令和5年2月17日

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

磯子区地域の居場所づくり支援補助金募集チラシについて（事務連絡）

向春の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から磯子区政に御理解・御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、令和5年度磯子区地域の居場所づくり支援補助金募集チラシを作成しましたのでお届けします。空家や空き店舗などを活用して地域の居場所づくりをお考えの際は、下記まで気軽にご相談ください。

※地域の居場所づくり支援補助金とは

磯子区内で空き家や空き店舗、住居の空き部屋等を活用した地域交流の場である居場所づくりを進める団体に対して、施設改修や活動のための補助金を交付し支援します。

申請のご相談・問い合わせ：地域振興課地域力推進担当

電話：750-2398

FAX：750-2534

住所：〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 磯子区役所6階

メール：is-chiikiryouku@city.yokohama.jp

連絡先：磯子区地域振興課 後藤、石橋

電話：750-2398

FAX：750-2534

# 磯子区地域の居場所づくり支援補助金

**申請期間 令和5年2月1日（水）～2月24日（金）**

磯子区内で空家や空き店舗、住居の空き部屋等を活用した地域交流の場である居場所づくりを進める団体に対して、施設改修や活動のための補助金を交付し支援を行っています。

## これまでの活用事例

汐見台地区「みんなの広場」、岡村西部第一自治会 等



## ↑ 磯子区地域の居場所づくり支援補助金概要

### 補助対象経費・補助期間

- (1) 新規に居場所を開設し、事業を始めるとき
  - ア 施設の改修等に伴う、設計・改装・修繕その他の工事経費 **1年**
  - イ 事業活動の実施に伴う経費 **最大3年**  
 消耗品費、印刷費、通信運搬費、交通費、材料費、報償費、保険料、使用料及び賃借料、備品費、食糧費（補助対象経費と認められる額の10分の1以内）、燃料費、委託料、その他
  - ウ 新規の居場所開設を前提とする予備調査の経費（簡易耐震診断に係る経費）（**1回**）
- (2) 既存の居場所で事業を行うとき **1年**
  - ア 利用者の安全性や利便性を確保するために必要な改修等に係る工事経費 等

### 補助上限額

区分	1年目（補助率）	2・3年目（補助率）
① 新規に居場所を開設して始める事業	ア 改修等に伴う経費：上限150万円（3/4） イ 事業活動に伴う経費：上限50万円（9/10）	事業活動に伴う経費 上限50万円（9/10）
② ①の予備調査	新規の居場所開設を前提とする予備調査の経費： 上限10万円（9/10）	—
③ 既存の居場所で行う事業	改修等に伴う経費：上限30万円（9/10）	—

※同一年度に区分①のア・イに係る経費への補助を申請した場合、補助上限額は併せて150万円となります。  
 ※申請多数の場合、交付額について減額調整をすることがあります。  
 ※令和5年度予算が横浜市会で議決されることを条件に交付します。

## 補助対象事業者

区民（在住・在勤・在学）を含む複数人で組織され、自治会、町内会はじめ地域活動団体等と連携し、継続的に取組みを行っている団体で、次の要件を満たす必要があります。

- ✓地域の活性化を目的としていること
- ✓空き家・空き店舗・住居の空き部屋等を活用すること
- ✓空き店舗の活用については、商店街の了承を得ること
- ✓関係法令を遵守できること
- ✓近隣とのトラブルは、自らの責任において解決が図れること
- ✓子どもの居場所づくりについては、保護者、学校、関係機関等とのかかわりあい図れること

## 補助対象事業

区内の空き家・空き店舗・住居の空き部屋等を活用したコミュニティサロン等の交流事業、居場所事業等の地域を活性化する事業等。

また、居場所となる施設について、本市で定める耐震基準に適合していること・施設の所有者から居場所づくり及び施設の改修等の同意が得られていることが必要です。ただし次に該当するものは対象外です。

### × 対象とならない事業

営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業、政治活動又は宗教活動を目的とした事業、同一の事業で横浜市又は横浜市社会福祉協議会若しくは磯子区社会福祉協議会から補助を受けている事業

## 補助金の申請について

**申請期間** 令和5年2月1日（水）から2月24日（金）まで

**申請方法** 申請書類を提出される場合は、**事前に御連絡ください**。事業内容等についてお伺いします。なお、申請書類は**区役所6階地域振興課（61番窓口）**までご持参ください。

**申請書類** ①補助金交付申請書、②事業計画書、③収支予算書、  
④規約・定款その他これらに関する書類、⑤会員名簿又は役員名簿  
①～③は所定の様式があります。当窓口で配布のほか、区ホームページからもダウンロードできます。

## 申請スケジュール

### 2/1～2/24 申請期間

- 申請書類を提出される場合は**事前に御連絡下さい**。
- 事業内容について伺います。

区役所にて  
審査

交付決定、事業開始

令和6年  
3月下旬～4月初旬  
事業実績報告書の提出

**申請書類の書き方など、補助金に関するご相談を随時受け付けています。お気軽にご相談ください！**

お問合せ先 **磯子区役所地域振興課地域力推進担当（6階61番窓口）**

電話 750-2398 FAX 750-2534

メール [is-chiikiriyoku@city.yokohama.jp](mailto:is-chiikiriyoku@city.yokohama.jp)



磯子区地域の居場所づくり支援補助金についての情報は、区役所ホームページへも掲載しています。申請に必要な書類は窓口での配布のほか、こちらからもダウンロードいただけます。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/chiikinoibashohojyo/](https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/chiikinoibashohojyo/)

地区連合町内会長 様  
自治会町内会長 様

政策局制度企画課長

## 「特別市制度の実現に向けて～指定都市市長会シンポジウム in 横浜～」について（ご案内）

横浜市が実現を目指す新たな大都市制度「特別市」の必要性や、「特別市」の実現による効果などについて、市民の皆様に分かりやすくお知らせするため、指定都市市長会との共催によるシンポジウムを開催します。皆様のご参加をお待ちしています。

### 1 開催概要

- (1) 日時：令和5年3月11日（土）15時30分～17時30分（開場15時）
- (2) 会場：慶應義塾大学 日吉キャンパス内 藤原洋記念ホール（港北区日吉4-1-1）
- (3) 定員：300人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選
- (4) 内容

第1部 基調講演	「地方制度改革の歴史と展望」 中川 貴元 さん（総務大臣政務官）
第2部 トークセッション	「特別市制度の実現に向けて」 （登壇者）山中 竹春 さん（横浜市長） 辻 琢也 さん（一橋大学教授） （モデレーター）石井 亮次 さん（フリーアナウンサー）

### 2 申込方法

3月9日（木）までにウェブページまたはファクス（663-6561）でお申し込みください。  
ファクスの場合は、①氏名、②性別、③年代、④電話番号、⑤居住地（区名）、  
⑥メールアドレス、⑦車いす席/手話通訳/筆記通訳の希望有無 をご記載ください。

※申込者多数により参加不可の場合は3月10日（金）までに連絡します。  
連絡がない場合は、参加可能です。



↑ 申込など  
詳しくはこちら

### 3 その他

- ・配送ルート（2月）により、各单位町内会長宛てに案内を送付させていただきます。

【担当】政策局制度企画課 橋本・木下  
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10  
TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561  
Eメール:ss-seidokikaku@city.yokohama.jp

●開催日時 — 2023年

3/11 土

15:30~17:30 [開場15:00]

●会場 — 慶應義塾大学 日吉キャンパス内  
藤原洋記念ホール

[東急東横線・東急目黒線・横浜市営地下鉄グリーンライン 日吉駅徒歩1分]

●定員 — 300名 [事前申込制]



# 指定都市市長会シンポジウム in 横浜 特別市制度の実現に向けて

横浜にふさわしい都市のかたち「特別市」

プログラム

1部  
基調講演

「地方制度改革の歴史と展望」



中川 貴元 氏

総務大臣政務官

2部  
トークセッション



モデレーター  
石井 亮次 氏

フリーアナウンサー



登壇者  
辻 琢也 氏

一橋大学教授



登壇者  
山中 竹春

横浜市長

●主催 —



指定都市市長会

●共催 —



横浜市

お申込みはこちら  
詳しくは裏面をご覧ください



## 登壇者プロフィール



**中川 貴元 氏**  
総務大臣政務官

早稲田大学商学部卒業、名古屋市議員(平成7年4月当選後、7期連続当選)、名古屋市会議長、指定都市議会議長、衆議院議員初当選(第49回総選挙)、自由民主党法務・自治関係団体委員会副委員長、自由民主党財政・金融・証券関係団体委員会副委員長、自由民主党地方組織・議員総局次長を経て、令和4年8月総務大臣政務官(第2次岸田改造内閣)



**石井 亮次 氏**  
フリーアナウンサー

同志社大学文学部卒業後、CBCテレビにアナウンサーとして入社。バラエティ番組から報道番組まで幅広く担当する。「ゴソマ〜GOGO!Smile!〜」(CBCテレビ制作、月〜金13:55〜)の番組開始時からMCを務める。2020年3月にCBCを退社しフリーアナウンサーへ転身。2019年の週刊文春の好きなアナウンサーランキングでは、在京キー局の有名アナに混じって異例の5位、2021年のJ-CASTニュースの好きなワイドショーのMCでは1位を獲得。著書「ゴソマ石井のなぜか得する話し方」(ダイヤモンド社)などがある。



**辻 琢也 氏**  
一橋大学大学院法学研究科教授

東京大学大学院博士(学術)  
専門分野：行政学・地方自治論  
主な役職：内閣府「税制調査会」委員、総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、横浜市大都市自治研究会座長、第30次・第31次地方制度調査会委員、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」アドバイザー



**山中 竹春**  
横浜市長

早稲田大学政治経済学部および同大学理工学部卒業、同大学大学院理工学研究科修了。博士(理学)。アメリカ国立衛生研究所(NIH/NIEHS)研究員、国立がん研究センター部長、横浜市立大学医学部教授などを経て、令和3年8月、横浜市長に就任。

## お申し込み方法

参加を希望する方は、以下の申込フォーム(横浜市電子申請・届出システム)、またはFAXで必要事項をご記入の上、お申し込みください。FAXの場合は下記「FAX申込用紙記入欄」に記載のうえ、ご送信ください。

**申込締切 令和5(2023)年3月9日[木]**



申込フォーム  
(横浜市電子申請・届出システム)

- 申込者多数により参加不可の場合は3月10日までにご連絡いたします。連絡がない場合は、ご参加いただけます。● 参加証はございません。● 申込み後、キャンセルされる場合は、3月9日までに名前、メールアドレスを記載の上、メール(宛先:ss-seidokikaku@city.yokohama.jp)またはFAX(連絡先:045-663-6561)でご連絡ください。● 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日は自宅での事前の検温とマスク着用をお願いいたします。● 体調がすぐれない際には参加をお控えください。● 今後の感染症の流行状況により、中止、延期、開催方法を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。● 申込にあたって、入力いただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。● 公共交通機関をご利用の上、お越しください。● 駐輪場はございませんので二輪車でお越しの際は、市営駐輪場等外部駐輪場をご利用下さい。● シンポジウムに関しまして、会場へのお問い合わせはご遠慮下さい。

## FAXによるお申込み 045-663-6561

**FAX申込用紙記入欄** 下記項目をご記入のうえ、この用紙をご送信ください。

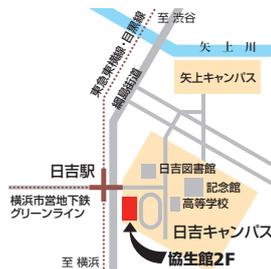
氏名				カナ氏名				
性別	<b>1.男性</b>	<b>2.女性</b>	<b>3.無回答</b>					
年代	<b>a.19歳以下</b>	<b>b.20代</b>	<b>c.30代</b>	<b>d.40代</b>	<b>e.50代</b>	<b>f.60代</b>	<b>g.70代</b>	<b>h.80代以上</b>
電話番号				メールアドレス				
居住地	<b>1.横浜市内( )区</b>		<b>2.県内(横浜市以外)</b>		<b>3.県外</b>			

● 車いす席を希望される方、手話通訳・筆記通訳を希望される方はその旨をご記載ください。

● 備考欄(その他、補足事項がございましたらご記載ください)

### アンケート内容

- 道府県と政令市の二重行政について、知っていますか? **1.はい** **2.いいえ**
- 横浜市が目指す特別市について、知っていますか? **1.はい** **2.いいえ**
- 横浜市(政令市)に特に期待する施策は、以下のうちどれですか? (複数選択可) **A.子育て・教育の充実** **B.医療・福祉の充実** **C.防災力の強化**  
**D.身近な住民窓口サービスの充実** **E.行政コストの削減**
- 特別市について、質問があれば自由にご記載ください。



### アクセス

慶應義塾大学日吉キャンパス内  
藤原洋記念ホール(港北区日吉4-1-1)  
東急東横線・東急目黒線  
横浜市営地下鉄グリーンライン  
日吉駅徒歩1分  
※藤原洋記念ホールは協生館2階です

### お問い合わせ先

横浜市政策局制度企画課  
電話 045-671-2952  
FAX 045-663-6561

**指定都市市長会とは**……………横浜市をはじめ全国20の指定都市で構成。大都市行財政の円滑な推進と伸張を図ることを目的として、大都市共通の課題に関する調査・研究や、地方分権改革の推進、新たな大都市制度の創設、国の予算編成等に関する政策提言・意見表明を行っている。

## 令和4年度 不審者情報一覧（月別・行政区別）

月 行政区	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
鶴見	0	0	2	0	0	3	15	0	0	0			20
神奈川	0	0	0	3	0	1	0	15	1	0			20
西	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0			5
中	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0			5
南	0	0	0	0	0	9	0	14	0	1			24
港南	0	1	1	0	5	23	1	13	0	0			44
保土ヶ谷	0	2	0	0	1	2	9	5	2	1			22
旭	1	0	4	1	0	0	2	33	9	6			56
磯子	1	10	26	1	6	3	0	0	0	0			47
金沢	2	0	0	23	24	11	0	26	0	0			86
港北	5	0	0	1	0	0	0	0	26	0			32
緑	0	1	0	2	0	1	12	0	0	4			20
青葉	0	1	0	0	1	1	26	0	0	13			42
都筑	0	0	0	0	0	1	5	0	6	4			16
戸塚	1	0	0	1	1	17	2	0	2	22			46
栄	0	0	0	0	0	7	1	16	26	3			53
泉	0	0	1	1	2	1	1	20	0	4			30
瀬谷	0	0	0	0	0	1	3	12	2	0			18
行政区不明	0	0	0	0	0	2	2	1	2	0			7
計	10	15	34	33	40	83	79	155	86	58	0	0	593

**注意**

水道局関係者を装った

不審な訪問や電話、メールに

ご注意ください



水道局では、次のようなことはしていません

依頼していない  
水質検査や配管などの調査

浄水器などの  
訪問販売、レンタル、あっせん

家の中の水道管の修理や  
調査、高額な作業代金の請求

Eメールでの  
料金未払いのお知らせ

不審な点があれば  
水道局お客さまサービスセンター はちよんなな 045-847-6262  
おかけ間違いのないようご注意ください

# 横浜市水道局からのお知らせ

水道に関することで訪問があった場合は、必ず身分証の提示を求めてください



水道局の職員や委託事業者などの水道局関係者を装い、水道局から指示や依頼を受けていると言って、ご自宅へ訪問する不審者や、不審な電話、不審なメールが送られてきたという情報が多数寄せられています。

不審な電話の後、水質検査をすると訪問があり、検査後に「水質が良くない」と言われ、水道管の洗浄を勧められたため洗浄をしてもらったところ、高額な請求をされた事例も発生しています。

何か不審な点がある場合には、家の中に入れたり、すぐに契約や金銭の支払い等はせず、水道局お客さまサービスセンターへご連絡ください。不審なメールが届いた場合には、メールを開かずに削除してください。

水道に関する問合せは、  
24時間365日いつでも

水道局お客さま  
サービスセンターへ

水道料金のお支払いには口座振替・  
クレジットカード払いをご利用ください

はちよんなな

tel 045-847-6262

fax 045-848-4281

おかけ間違いのないようご注意を

## 磯子区内で実際に寄せられた相談事例をご紹介します

### 1 通信販売(お試しのつもりが定期購入)

インターネット広告で、痩身サプリが初回無料とあり、1回のお試しのつもりで注文したのに2回目も送られてきて定期購入になっていた。「いきなり2回目～6回目まとめて20袋の商品と4万円の請求書が送りつけられた」「解約は電話のみ」とあるが、電話が繋がらない」といった相談が増えています。

#### ポイント

- 通信販売にはクーリング・オフは適用されません。解約や返品は、事業者の定める利用規約や特約に従うことになります。契約前に定期購入が条件になっていないかしっかり確認しておきましょう。
- 事業者は、定期購入である旨および契約期間、その他販売条件を表示する義務がありますが、画面の下の方や小さな文字で書かれている可能性があります。必ず注文前に規約を読むようにしましょう。

### 2 点検商法(床下の点検から、次々とリフォーム工事を勧められた)

突然、事業者が来て、床下を点検するというので依頼したところ、雨漏りも指摘されたので**合計600万円**のリフォーム契約をした。その後、屋根裏の不具合や雨水枡の破損なども指摘され、更に**800万円**の追加契約をしてしまったのだが、解約したい。

#### ポイント

無料点検から、高額なリフォーム工事を契約してしまう相談が増えています。訪問されて契約をしているので、クーリング・オフ期間の8日以内であれば、無条件に解約できます。また、重要事項について、事実と異なる説明をした場合は8日を過ぎても契約を取り消せる場合もあります。契約書などをそろえて、大至急、消費生活総合センターにご相談ください。

疑問や不安を感じた時は一人で迷わず、**横浜市消費生活総合センター ☎045-845-6666**(祝日・休日および年末年始を除き毎日受付)に相談しましょう。

☎188(全国共通の消費者ホットライン)からも、最寄りの消費生活相談窓口をご案内しています。

## 磯子区消費生活推進員 区全体の活動について

磯子区では、地域の「安全・安心な暮らし」を実現するため、年間を通じて区及び地区でさまざまな活動を行っています。各地区での活動内容は、中綴じを参照！

**6月 消費生活教室**  
健康食品の基礎知識を学びました！

**11月 得トク生活フェスタ(パネル展)**  
年間活動の集大成として、学んだ内容を発表しました。

**12月 磯子くらしのセミナー**  
「いまさら聞けないごみの分別講座」でごみの分別について学び、ごみの分別への知識を深めました。

**2月 広報誌の発行**  
年間活動をまとめた広報誌を発行します。

**随時 講演会・施設見学会の実施**  
消費者力を高めるため、旬なテーマを設定した講演会や施設見学会を行います(年6回程度)。

いそご消費生活だより編集委員

- 根岸地区：坂爪、小林、団
- 滝頭・岡村地区：芦澤、榊原
- 磯子地区：杉山、内田
- 屏風ヶ浦・汐見台地区：岡田、岩井
- 杉田地区：齋藤、谷中
- 上笹下地区：角田、斎藤
- 洋光台地区：市川、古澤

磯子区消費生活推進員の会 いそご消費生活だより編集部 令和5年2月発行  
〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 磯子区役所地域振興課内 TEL:750-2397 FAX:750-2534



# いそご消費生活だより

令和5年2月発行  
**VOL.44**  
発行  
磯子区消費生活推進員の会  
いそご消費生活だより  
編集部



## 地域から暮らしに役立つ情報を発信!! 消費生活推進員とは…

ライフスタイルが多様化し様々な情報があふれている現在、わたしたちは自分の生活を守るため、消費者として様々な情報を認知しておく必要があります。「消費生活の推進」とは、『わたしたちの暮らしを守り、質を高めること』。そのために活動をしているのが「消費生活推進員」です。



令和4年11月2日(水) 得トク生活フェスタパネル展示の様子



令和4年12月19日(月) 磯子くらしのセミナーの様子

消費生活推進員は、横浜市長からの委嘱を受け、衣食住から環境問題まで幅広い分野における『生活の中での「?」』について学習をし、地域の皆様にお知らせする活動を行っています。

磯子区では現在 78 人が委嘱を受け地域での講座や啓発を行う“地区活動”及び“区全体での活動”を展開しています。これからも、地域の皆様とともに、私たちの『安全・安心な暮らし』のための活動を行っていきます。

## 消費生活推進員の活動例

手口が巧妙化する  
悪質業者

複雑化する  
商品やサービス

高齢者被害の増加

食の安全、クレジット  
カード等の啓発講座

**消費者トラブルに  
強い地域**

消費者被害未然防止講座

商店街、メーカーとの  
意見交換会

消費者被害にあわない、  
トラブルを解決できる知恵

マイバッグの推進、  
不用品交換会

情報紙の発行、パネル展示

消費生活に関する調査活動

磯子区消費生活推進員の活動は

次ページからご覧ください…▶



# 各地区消費生活推進員の活動紹介

～ 令和4年度の活動の一部を紹介します ～



岡村地区で開催された『初夏の高齢者の集い』にて消費者被害防止の話をして頂きました。実際に推進員の身近で起きた被害の話に耳を傾けて下さっていました。

定例会でリサイクル工作に取り組み、牛乳パックを利用した小物入れを試作しました。

横浜市資源循環局金沢工場を見学させて頂きました。次々と収集車から搬入され、ピットに溜まったごみの量、それを掴み上げるクレーン、焼却や発電の機械…全ての規模が大きく圧倒されました。環境に優しい近代的な設備で、管制室から各種の操作が出来ますが、「人の手が必要な部分もある」と伺い、親しみが湧きました。生ごみの水分を絞るなど、自分に出来ることを続けていこうと思いました。



## 滝頭・岡村地区

## 根岸地区

コロナの感染状況が落ち着いた5月キリンビール横浜工場を見学に行きました。生麦駅近くに在る工場は、緑豊かに整備され、感染対策もしっかり取られていて安心して見学することができました。また、説明を聞くだけでなく、見て・触れて・嗅いで・食し体験するツアーで、最後まで飽きることなく見学できました。

出前講座は根岸地域ケアプラザ、東町町内会との共催で、9月と11月に開催しました。消費生活応援隊に講師をお願いした「インターネット通販詐欺予防講座」に多くの方が参加してくれました。悪質商法から身を守るよう、新たな手口を知ってもらおうと共に、繰り返し受講して意識を高めてもらえるよう、今後も出前講座を開催したいと思います。



7月8日(金)磯子区新磯子町にある南部水再生センターを見学してきました。水再生センターの役割は、生活排水(汚水)や雨水をキレイな水にして、川や海に放流することです。

管理担当の方に各設備がある現場へ順番に案内して頂き、説明を聞いてきました。見学の最後に各設備のサンプル水が並べられていて、それらを見比べると、最終の処理水は水道水と変わらない程にきれいになっている事が分かります。

なお、水再生センターから送られた汚泥は、汚泥資源化センターで濃縮・消化・脱水・焼却により、臭気のない衛生的な灰にし、改良土や建設資材原料等に利用しています。



## 屏風ヶ浦・汐見台地区

## 磯子地区

今年度は7月に味の素川崎工場、11月にコアレックス信栄工場の見学に行きました。

味の素ではほんだしコースの見学で、かつお節が2種類あることや、ほんだしを使用した味噌汁の試食を体験しました。

コアレックスは古紙再生によりトイレトーパーを製造する工場、古紙は汚れた紙以外であれば、金属やプラスチック、ビニールが付いていても再生可能と最先端の技術を誇る施設でした。

東京オリンピック・パラリンピックでの再資源化の業務や、今年9月の磯子まつりでのブース展示等のアピール活動をしているとのことでした。

改めて我々の出来ることとして、資源ごみの搬出の際、紙コップや紙の汚れを落とす等のひと手間をかける必要を感じました。



昨年4月「洋光台地区消費生活推進員の会」は委員8名でスタートしました。コロナ禍で人と人との関係が希薄になりがちですが、その中でも委員で知恵を出し合い地域の見守り活動、SDGsなど取り組む課題は多彩です。

今期は「消費者トラブルに巻き込まれないための心得」講座を実施。日本銀行に本局をかまえる金融広報委員会傘下の神奈川県金融広報委員会に講師派遣を申込み、その後、委員による審査をへて、派遣が決定される仕組みと知り学びの機会が多いです。定員20名限定で実施(※上記写真)し、受講者は少数でしたが、「人数に関係なく誠心誠意、話をしています」との講師の言葉に感謝しています。10月末のパネル展示では生鮮食品の安全をテーマにしました。



## 洋光台地区

## 杉田地区

11月9日ミツハシライス幸浦工場見学に伺いました。幸浦工場では一日、4,500t~5,000tのお米を精米しており倉庫にはその日、精米する分が入荷されるようコントロールされています。常時30銘柄、年間100銘柄と種類の多さに驚きました。

最近は無洗米に力を入れており、精米工場で生じる米糠を農業等に循環させ水質汚染にも配慮をしています。工場は機械化されお米が精米機に投入された後、袋詰めされるまで人手に触れる事なく衛生にも配慮されています。今年の米の成育は東北、北海道はいい出来ですが、関東は暑さ焼けが見られるそうです。気候に合わせた新種も栽培されているので心配はないようです。



上笹下地区消費生活推進委員の活動は、去年同様に今年も制約された状況です。コロナ禍6月に、貝塚町内会ふれあい昼食会にて「悪質商法から身を守る」をテーマに出前講座を開催しました。訪問購入や送り付け商法など、日常生活で契約トラブルに注意するように、出席者に呼びかけました。

今年は「ミツハシライス工場見学」の活動ができました。消費者目線で企業の説明を聴き、おいしいお米の選び方や炊き方などを学びました。秋に行われた「得Tok生活フェスタのパネル展」では、「下水道いつできたの?」をテーマに、横浜の近代下水道発祥の歴史150年を勉強しました。



## 上笹下地区



磯子区連合町内会長会資料  
令和5年2月17日  
磯子区福祉保健課

自治会町内会長 様

磯子区保健活動推進員事務局

「いそご保健活動推進員だより 第18号」の発行について

この度、「令和4年度磯子区保健活動推進員だより」を発行いたしましたので、各自治会・町内会に1枚ずつお配りいたします。

健康づくりに関する特集記事や、各地区の活動紹介が掲載されています。

各自治会・町内会でご周知のほどよろしくご願いたします。

連絡先:磯子区福祉保健課 羽布津、内藤、井形

電話:045-750-2445

FAX:045-750-2547

E-mail:is-teiki@city.yokohama.jp



# 保健活動推進員だより

保健活動推進員は、地域における市民の健康づくりを推進するため、自治会町内会から推薦を受け、市長から委嘱されています。

地域住民の健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナーとして、区の福祉保健センターや地域の団体等と連携して、健康づくりに関する様々な活動を行っています。



今回の保健活動推進員だよりはオーラルフレイルをテーマに選びました

## とりくもう! オーラルフレイル予防

～ちょっとした歯と口の変化を見逃していませんか?～

参考：横浜市健康福祉局発行「食べる楽しみつまでも」

オーラルフレイルは日本語では「お口の虚弱」、つまりお口の機能が低下した状態のことを指します。そのはじまりは、次のような「ささいな衰え」です。

### 当てはまるものはありますか?

- むせる・食べこぼす
- 食欲がない 少しか食べられない
- 柔らかいものばかり食べる
- 滑舌が悪い 舌が回らない
- お口が渇く ニオイが気になる
- 自分の歯が少ない あごの力が弱い

オーラルフレイルは全身の機能の衰えにつながる可能性があります

噛む力

飲み込む力

滑舌

を鍛えて  
オーラルフレイルを  
予防しましょう!



今日からはじめる  
オーラルフレイル予防

### お口の機能を守る トレーニング4選!

#### 飲み込みトレーニング

はっきり大きな声で「パ」「タ」「カ」「ラ」と10回発音しましょう



#### 唾液腺マッサージ

指の腹でクルクルと円を描くように優しくさすりましょう



#### 舌のストレッチ

舌をぐるぐる回してストレッチ!



#### ブクブク・ガラガラうがい

頬をしっかり膨らませブクブクし、のどの奥でガラガラして吐き出しましょう



# 保健活動推進員は 地域の健康づくりのリーダー



## 磯子地区



元気アップ  
散歩

湘南風景を満喫できた逗子海岸  
コースで、コロナに負けない心と  
身体づくり。

## 岡村地区



桜を  
見ながら

大岡川沿いを、弘明寺から横浜市  
庁舎までウォーキングしました。

## 根岸地区



今年で  
8回目

整体教室  
肩・腰・膝の悩み  
先生に聞いてみました。

## 汐見台地区



語らい処  
毎月開催

マスク越しの笑顔でも、  
皆で楽しく心と身体健康づくり。

## 上笹下地区



体力年齢は  
いくつかな？

研修で体力測定の方法を学び、  
実践にいかしています。

## 杉田地区



@三殿台古墳

コロナ禍でも「歩いて健康」の散歩  
は行っています。

## 滝頭地区



暑いなか  
頑張りました

地域でウォーキング&  
ごみ拾いイベントをしました。

## 洋光台地区



大人気  
イベント

「椅子ヨガ教室」を開催しました。講  
師を迎えて、楽しく身体をほぐすこ  
うことができました。

## 屏風ヶ浦地区



参加してね

定期的に誰でも無理なく出来る  
体操教室を開催しています。

## 編集後記

新型コロナウイルス感染症の収束がみえない中、健康づくりのために今一番お伝えしたいことを話し  
合い、紙面を作りました。御一読いただけたら幸いです。

令和5年3月発行

発行 磯子区保健活動推進員会(事務局 磯子福祉保健センター 福祉保健課健康づくり係)  
横浜市磯子区磯子3-5-1 電話 045-750-2445 FAX 045-750-2547



磯社協発第460号

令和5年2月17日

自治会町内会長 様

社会福祉法人  
横浜市磯子区社会福祉協議会  
会 長 小 宮 山 滋

### 「福祉いそご」第77号配布について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業の推進につきまして、日頃からご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本会では福祉啓発活動の一環として、標記「福祉いそご」を年1回全戸配布しております。

つきましては、「広報よこはま」3月号と同時に各自治会・町内会広報担当者様へ配送いたしますので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、配布についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

【担当】：片 山

TEL 751-0739

FAX 751-8608

E-mail: katayama00@yokohamashakyo.jp

# 幸せ♥支えの街 福祉 いそご

令和5年3月発行

# Vol.77



編集●広報紙編集委員会

発行●社会福祉法人横浜市磯子区社会福祉協議会

〒235-0016 磯子区磯子3-1-41 磯子センター5F

TEL 045-751-0739 FAX 045-751-8608

E-mail info@isoshakyo.com

URL <https://www.isoshakyo.com/>

## 特集

磯子区社会福祉協議会には、  
公共の交通機関の利用や家族の  
対応だけでは外出することが困  
難な方への相談窓口があります。  
開設6年を迎えて、これまでのあ  
ゆみや制度・支援などをご紹介します。

## 移動情報センター 開設6周年を迎えて



## 有名家電メーカーの偽サイトにご注意!

インターネットで、有名家電メーカーの石油ストーブが在庫処分のため格安で売り出している広告をみつけて注文したが、メーカーをかたる偽サイトだった。

といった偽サイトの相談が寄せられています。  
こんなサイトには注意しましょう。

- ・ 極端な値引きをしている。
- ・ 住所が番地まできちんと記載されていない。
- ・ 連絡先はメールアドレスだけで、電話番号がない。

注文する際には、隅々までよく見て  
不審な点がないか確認しましょう。



詳しくはこちらへ

【消費者庁インターネット通販トラブル】

お互いに 一声かけて見守りを!



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕  
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を!

横浜市消費生活総合センター 検索